

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク加須店

埼玉県加須市久下四丁目十一番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- 1 交通安全対策について
 - (1) 交通安全に留意し、前面道路との出入口付近に安全確認の支障となる構造物や植栽の設置を行わないこと。
 - (2) 防犯対策に留意し、敷地内に屋外照明灯などを設置して夜間の利用に支障のないようにすること。
 - (3) 開店時等、来店者の増加が見込まれるときには、適宜、交通誘導員や案内看板等を設置して、交通事故の防止や交通渋滞の緩和に努めること。
 - (4) 店舗所在地は、加須小学校の通学路と隣接しているほか、花崎北小学校及び昭和中学校にも近く、資材搬入経路が通学路と重なる場合があることから、児童生徒の安全確保に十分留意していただきたい。
 - (5) 各学校から児童生徒に対し工事車両等に対する注意喚起をおこなうため、工期、搬入経路、工事車両の種類、通行頻度等について加須市教育委員会学校教育課あて文書等によりお知らせいただきたい。
- 2 騒音対策等について
 - (1) 埼玉県生活環境保全条例に基づく特定建設作業を行う場合には、適正に手続きを行うこと。
 - (2) 騒音・振動について、関係法令の規制・基準等を順守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること（特に住宅近くに設置される騒音・振動発生源について、十分な対策を願いたい。）
 - (3) 一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車 of 励行、クラクション抑制を促す措置を図ること。
 - (4) 荷捌き車両に対するアイドリングストップ・夜間の積み降ろし作業の自

粛等の措置を図ること。

- (5) 夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること。
 - (6) 近隣住民から騒音振動等の苦情が発生した場合、適切な対応を願いたい。
- 3 電波障害について

加須市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱の対象施設となるため、適正に手続を行うこと。

4 ごみ対策について

- (1) 事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において適正に分別し処理すること。

- (2) 廃棄物の再生利用等を積極的にいき、ごみの減量化に努めること。

- (3) 駐車場などの周辺に来店者が投棄したごみが近隣に散乱、飛散し、周辺住民の迷惑にならないよう清掃を行うなど、環境美化に努めること。

5 周辺自治協力団体への説明について

工事の着手及び事業の展開に当たっては、周辺の自治協力団体（自治会・町内会・区）や住民への十分な説明等にご配慮いただきたい。

6 商工団体への参画等について

加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として地域経済の活性化に努めていただきたい。

7 地元雇用の取組について

従業員等を雇用する際には加須市民の積極的な採用に努めていただきたい。

8 その他全般的事項

「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく開発行為等事前協議の結果を遵守すること。

二 縦覧期間

平成二十六年七月十五日から平成二十六年八月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター